

介護保険料

納期内納付にご協力をお願いします

介護保険制度は、介護を必要とする状態になったとき、また、できるかぎり介護状態にならないように、高齢者の介護や介護予防を社会全体で支えていく制度です。また、健康保険や年金などと同様、「いざ」というときに個人の負担が少なくすむように、みんなで保険料を負担する公的な「社会保障制度」のひとつです。

財源は、40歳以上のすべての人が納める介護保険料と公費（国・県・町）で50%ずつの負担によってまかなわれます。40歳から64歳の方の介護保険料は、その方が加入する健康保険組合等が算定し、医療保険料と併せて徴収します。65歳以上の方の介護保険料は町が算定し、保険料決定通知書を送りしています。そして、原則として利用したサービス費用の9割が介護保険から支給され、1割が自己負担となります。

65歳以上の方の介護保険料

杉戸町高齢者保健福祉計画・第4期介護保険事業計画（3年ごとに見直し）には、平成21年度から平成23年度までの3か年に必要とされる介護保険事業に要する費用が見込まれ、介護

サービスなどの費用総額から介護保険料の必要総額を計算して、所得段階ごとの負担割合に応じて各所得段階の個人の保険料が設定されています。

※介護保険事業計画とは

今までの実績と将来の見込みに基づき、わたしたちの地域の高齢者が自立した生活を少しでも長く営むことができるようにするためには、どのような介護サービスがどのくらい必要なのか、また、そのための保険料負担はどのくらいになるのかなど、町が3年ごとに策定するのが介護保険事業計画です。

所得段階の決まり方

介護保険料の段階は、前年中の収入や世帯の住民税課税状況によって決まります。平成21年度分については、平成20年中の所得の申告結果に基づいて、第1段階から第7段階のいずれかの所得段階の保険料に確定し、7月に平成21年度介護保険料の決定通知書をお送りします。

保険料の納め方

介護保険料は納付方法を選択できず、原則として年金から天引き（特別徴収）になります。ただし、年度の途中で65歳になった方や他市町から転入された方などは一時的に納付書払い（普通徴収）になります。普通徴収の方は便利な口座振替をおすすめします。

平成21年度の介護保険料

所得段階	対象になる方	介護保険料（年額）
第1段階	・生活保護を受けている方 ・老齢福祉年金を受けており、かつ世帯全員が住民税非課税の方	22,400円
第2段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	22,400円
第3段階	本人および世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方（第2段階に該当しない方）	33,600円
特例第4段階	本人は住民税非課税だが世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下の方	42,500円
第4段階	本人は住民税非課税だが世帯内に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円を超える方	44,800円（基準額）
第5段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円未満の方	56,000円
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	67,200円
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が400万円以上の方	78,400円

前年中の収入や世帯の住民税課税状況が同じで納付方法が違う、Aさん、Bさん、Cさんの3人を例にみてみましょう。

（3人は…）

▼平成21年度は第4段階（年間保険料額 44,800円）に該当
▼平成20年度に保険料が発生（「賦課」といいます）、納めている

年金から天引き（「特別徴収」といいます）されています

4月	6月	8月	10月	12月	2月
7,900円	7,900円	7,900円	7,100円	7,000円	7,000円

本算定により
保険料が変わります

← 仮徴収 → ← 本徴収 →

平成20年中の所得の申告により確定した年間保険料額 44,800円から、年金から天引きする仮徴収分の21年4月・6月・8月の合計金額 23,700円を引いた残りの21,100円を10月・12月・22年2月の3回に分けて納めます。



※仮徴収とは … 介護保険料の特別徴収は、4月・6月・8月の年金から天引きされる仮徴収と10月・12月・翌年2月の年金から天引きされる本徴収があります。仮徴収は、算定の基礎となる住民税の賦課状況が確定していないため、前年度の介護保険料を基にした暫定額を納めていただきます。前年度から引き続き特別徴収の方は、平成21年2月に天引きされた額が4月・6月・8月の納付額となります。

納付書払い（口座振替払いも含め「普通徴収」といいます）をしています

本算定による保険料の決定

7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月
5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円	5,600円

← 本徴収 →

平成20年中の所得の申告により確定した年間保険料額 44,800円を、7月～22年2月の8回に分けて納めます。



平成21年度途中（10月から）で普通徴収から特別徴収に変わります

本算定による保険料の決定

普通徴収期間			特別徴収期間		
7月	8月	9月	10月	12月	2月
7,800円	7,400円	7,400円	7,400円	7,400円	7,400円

← 本徴収 →

平成20年中の所得の申告により確定した年間保険料額 44,800円を7月～9月の普通徴収の3回と10月・12月・22年2月の特別徴収の3回の計6回に分けて納めます。



問合せ 健康増進課 介護保険担当 内線 315・316

杉戸町介護相談員を募集します



介護サービスの提供の場を訪ね、サービスを利用する方の相談に応じ、介護サービスの質的向上を目的とした活動をする介護相談員を募集します。介護保険を利用する方やその家族の声を聞き、疑問や不満・問題点の解消に向けた活動をしていただきます。

任期 平成21年9月～平成22年3月31日
報酬等 非常勤特別職としての報酬等があります。

募集人員 2名

応募資格

- ・40歳以上65歳未満の方
- ・介護保険や相談活動に関心が高い方
- ・サービス利用者や家族の立場に立ち、地域づくりに貢献したいという気持ちのある方

応募方法 介護保険に関する意見、提案、介護に関する事項について応募用紙にご記入の上、履歴書と合わせて健康増進課まで持参または郵送してください。また、Eメールでの応募も受付けていますので、杉戸町のホームページをご覧ください。

応募用紙 健康増進課で配布
締切 7月31日（金）
問合せ 健康増進課 介護保険担当 内線 313